

今、この本を作るフケ

平成20(2008)年は「世界人権宣言」が昭和23 (1948)年の第3回国連総会で採択されて60周年であり、「人権」にとって記念すべき節目の年でした。

しかし、毎日の新聞、テレビなどは、人権を無視あるいは軽視する事件であふれていると感じておられる人が多いのではないでしょうか。

「人権尊重の理念」を高らかにうたいあげている「日本国憲法」や「世界人権宣言」の誕生から60年もの月日がながれ、人権の置かれている状況は、徐々にではありますが改善している反面、いまだにこうした現状にあるのも、また事実です。

そこで、「日本国憲法」や「世界人権宣言」にうたわれている「人権尊重の理念」について理解を深めていただくために、日本国憲法を中心とした人権のいるは(基礎的な知識)を解説したこの本を作成しました。

広島県では、平成14(2002)年5月に「広島県人権教育・啓発指針」を、平成14(2002)年11月に「広島県人権啓発推進プラン」(平成18(2006)年3月に改定)、平成14(2002)年12月に「広島県人権教育推進プラン」を策定し、だれもがいきいきと生活できる社会づくりを目指して、様々な人権啓発の推進に取り組んでいます。







【目次】

人権ってなんだろう?

1	人権の性格	03
2	人権の基本原理	05
3	様々な人権	10
4	人権に伴う義務と責任	25
5	人権の制約原理	27
6	人権の国際的保障	31
7	人権に対する意識	34



これから人権をどう学んでいったらいいの?

◎参考文献一覧

■資料………………………………………39

